



バイオマスタウン構想の策定並びに バイオマスの利活用に関する提案募集について

1. バイオマスタウン構想の策定について

会津若松市においては、これまでも環境先進都市を目指し、将来にわたり市民が健康で安全・快適な生活を営むことができるよう、環境保全に対する様々な施策に取り組んできました。

しかし、今日のわたしたちの社会においては、地球温暖化問題が深刻化しており、温室効果ガス排出削減が喫緊の課題となっています。

こうした中、本市においては、地球温暖化対策として、従来の化石燃料に替わる生物由来の有機性資源である「バイオマス」が有望視されていることから、これらを有効利用する「バイオマスタウン」を目指し、平成20年度において「バイオマスタウン構想」を策定することとしました。

農水省の取り組み方針

○農水省「新たなバイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月）

バイオマスタウン構想策定市町村数を平成22年までに「300程度」とする。
（平成20年4月末現在策定市町村数「141」）

(1) バイオマスとは？

バイオマスとは、生物資源(バイオ)の量(マス)をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のことです。

バイオマスの種類はいろいろありますが、大きく分けると廃棄物系バイオマスと未利用バイオマスに分かれます。

主な廃棄物系バイオマス

- 生ごみ
- 下水汚泥
- 家畜排せつ物
- 製材所残材
- 廃食用油
- 建設発生木材

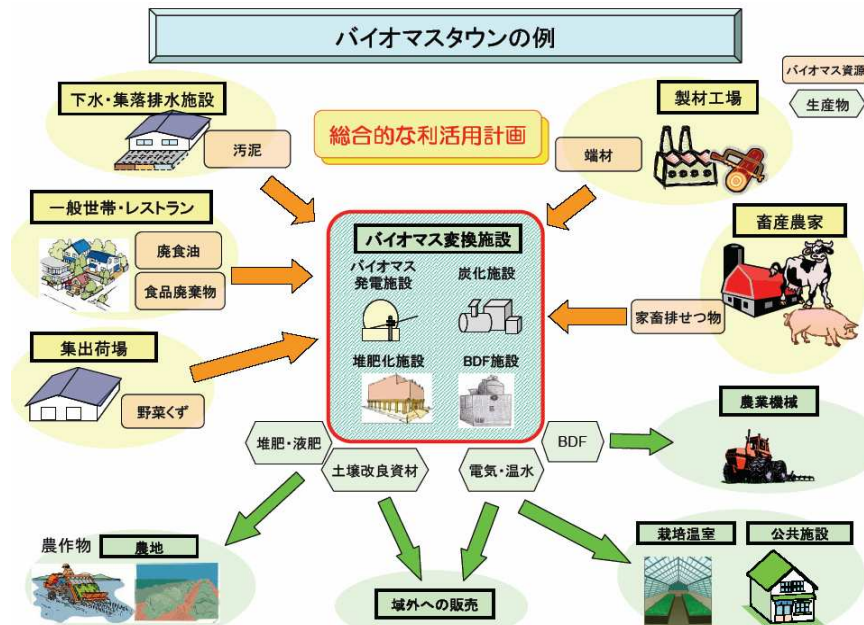
主な未利用バイオマス

- 林地残材
- 稲わら
- 間伐材
- もみ殻
- 果樹剪定枝

(2) バイオマスタウン構想とは？

○地域内におけるバイオマスの総合的な利活用システムに関する計画書です。

○農水省に提出（公表申請）し、関係7府省で構成される「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」において検討され、基準に合致していればバイオマスタウンとして認められ公表されま



(3) バイオスタウン構想が策定（公表）されると…

バイオスタウン構想が策定（公表）されると、農水省の「地域バイオマス利活用交付金」を受けて、事業を行うことができるようになります。

「地域バイオマス利活用交付金」の概要は次のとおりです。

① ソフト支援（地域バイオマス利活用推進交付金）

- 事業内容 ⇒構想実現のための総合的な利活用システムの構築
- 交付先 ⇒市町村
- 事業実施主体⇒市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター
消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者
食品廃棄物のリサイクルを行う事業者、市町村が必要と認める法人
- 実施期間 ⇒平成19年度～平成23年度
- 交付率 ⇒対象事業費の1/2以内

② ハード支援（地域バイオマス利活用整備交付金）

- 対象工種 ⇒バイオマス変換施設（メタン発酵施設、炭化施設等）
バイオマス発生施設、バイオマス利用施設（農産物集出荷貯蔵施設等）
- 交付先 ⇒（地域モデル実証タイプ）市町村
（新技術等実証タイプ）市町村、都道府県経由（選択可能）
- 事業実施主体⇒
（地域モデル実証タイプ）市町村、公社、PFI事業者、共同事業体
第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合
農林漁業者の組織する団体、民間事業者
（新技術等実証タイプ）都道府県、市町村、公社、PFI事業者
共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合
事業協同組合、農林漁業者の組織する団体
民間事業者
- 実施期間 ⇒平成19年度～平成23年度
- 交付率 ⇒対象事業費の1/2以内（民間事業者は原則として1/3以内）

(4) 県内の構想策定状況は？

県内においては、富岡町が平成17年度に、会津美里町と大玉村が平成19年度に、それぞれバイオスタウン構想を策定しています。

2. バイオマスの利活用に関する提案募集について

本市では、平成20年度中に策定するバイオマスタウン構想について、広く事業者等の皆さんからバイオマスの利活用に関するご提案をいただいて、それらを基により実現性の高い構想を策定していきたいと考えています。

募集の内容は、次のとおりとなりますので、趣旨をご理解いただいた上で、是非多くの事業者等の皆さんからのご提案をお願いいたします。

(1) 提出書類

- バイオマス利活用に関する提案書 1部（別紙様式）
- 関連資料 1部（企画書・図面等がある場合）

※提案書の様式は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 提出方法・期限

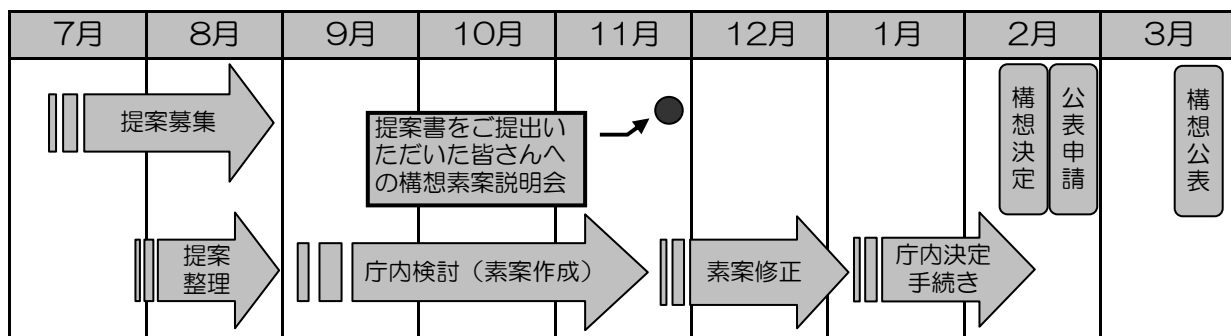
○次の方法により、7月14日（月）から8月29日（金）までの間に環境生活課へご提出ください。

- ・FAX
- ・e-mail
- ・郵送
- ・直接持参

(3) その他

- ① 提案書へは、会津若松市域から発生するバイオマスの利活用について記載して下さい。なお、事業者等の皆さんの所在地については、市の内外を問いません。
- ② 提案書のご提出により、地域バイオマス利活用交付金を受けての事業実施が確約されるものではありません。（あくまで、バイオマスタウン構想策定の基礎資料とするものです。）
- ③ 提案書の内容について、記載責任者の方へ電話等にて確認させていただく場合があります。
- ④ 提案書をご提出いただいた事業者等の皆さんに対し、後日、バイオマスタウン構想（素案）についてご説明する場を設ける予定です。（平成20年11月下旬の開催を予定しています。）

○バイオマスタウン構想策定スケジュールの概要



（お問い合わせ先）

会津若松市 市民部 環境生活課 環境グループ

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL：0242-39-1221 FAX：39-1420

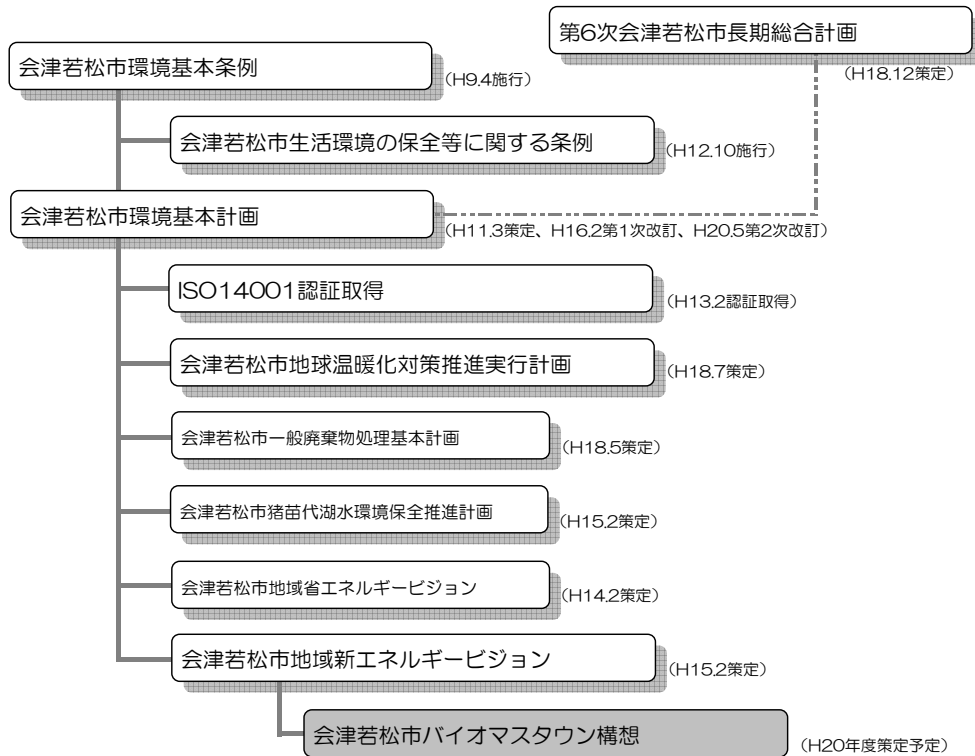
HP: <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail: kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

【参考資料】

会津若松市のこれまでの取り組み

① 条例・計画等の制定（策定）



② これまでの取り組み

○ 「環境マネジメントシステムーISO14001」の推進

市の全ての事務事業にかかる環境負荷の低減を図るために、平成13年2月に「環境マネジメントシステムーISO14001」を認証取得しました。この取り組みを市全体へ波及させるために、平成13年度から家庭版環境ISO「もったいない倶楽部」と学校版環境ISOの事業に取り組んできました。

- ・ 「もったいない倶楽部」⇒現在約160世帯が参加
- ・ 学校版環境ISO ⇒平成20年2月に、市立小中学校の全て（30校）の登録を完了

○ 公共施設への新エネルギーの導入

（河東学園小学校や鶴城地区コミュニティセンターへの太陽光発電の導入等）

○ 各種環境教室や出前講座、事業所環境セミナー等の開催

③ 今後の取り組み予定

○ バイオマスタウン構想の策定

○ 公共施設への新エネルギーの導入

（（仮称）生涯学習総合センターへの地中熱利用冷暖房システム、（仮称）城南地区コミュニティセンターへの太陽光発電の導入等）

○ 下水浄化工場における未利用の汚泥消化ガスの活用

○ 民間事業者等による新エネルギーや省エネルギー設備の導入に対する支援

○ 各種環境教室や出前講座、事業所環境セミナー、エコドライブセミナー等の開催

バイオマス利活用に関する提案書

会津若松市長 様

提出月日	平成20年 月 日
(ふりがな) 事業者等の 名 称	
住 所	郵便番号 -
(ふりがな) 記載責任者	
連 絡 先	電話
	FAX
	e-mail

会津若松市におけるバイオマスタウン構想策定にあたり、次のとおり事業を計画したいので、提案いたします。

1. バイオマス変換技術

(該当する項目の「□」を「■」に変更ください。)

- | | | | |
|------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 堆肥化 | <input type="checkbox"/> 飼料化 | <input type="checkbox"/> メタン発酵 | <input type="checkbox"/> 木質ガス化 |
| <input type="checkbox"/> 炭化 | <input type="checkbox"/> 木質ペレット | <input type="checkbox"/> バイオディーゼル燃料 | <input type="checkbox"/> バイオタール |
| <input type="checkbox"/> その他 | 〔 | | |

2. バイオマス原料

(該当する項目の「□」を「■」に変更ください。)

- | | | | |
|----------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 集排等汚泥 | <input type="checkbox"/> 生ごみ | <input type="checkbox"/> 廃食用油 | <input type="checkbox"/> 食品工場残さ |
| <input type="checkbox"/> 家畜排せつ物 | <input type="checkbox"/> 製材所残材 | <input type="checkbox"/> 剪定枝 | <input type="checkbox"/> 林地残材 |
| <input type="checkbox"/> 農作物非食用部 (稲わら、もみ殻、その他農業残さ) | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | 〔 | | |

3. 利活用の形態

(該当する項目の「□」を「■」に変更ください。)

- | | | | |
|----------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 肥料 | <input type="checkbox"/> 飼料 | <input type="checkbox"/> その他マテリアル利用 | 〔 |
| <input type="checkbox"/> 電気 | <input type="checkbox"/> 熱 | <input type="checkbox"/> ガス | <input type="checkbox"/> 液体燃料 |
| <input type="checkbox"/> 固体燃料 (炭、ペレット) | | | |
| <input type="checkbox"/> その他のエネルギー利用 | 〔 | | |

4. バイオマス利活用の具体的な方法

(記入例)	(1) 利活用の方法 廃食用油を買い取り、BDFを精製し、自社所有の重機の燃料とする。
	(2) バイオマスの必要量と収集方法 必要量 月10,000リットル。各地区のゴミステーションや飲食店へ回収容器を設置し、毎月自社職員が巡回し回収する。
	(3) 計画区域 BDF精製設備は、自社敷地内に設置。〇〇地区一帯から廃食用油を回収する。

(1) 利活用の方法

(2) バイオマスの必要量と収集方法

(3) 計画区域

5. 事業実施スケジュール

(記入例)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
	事業実施計画作成	変換設備設置			
関係地区等調整			利活用開始		

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降

(説明)

6. その他

※その他、特筆すべき事項があれば記載ください。特に、共同で事業を計画している場合には、その構成メンバーについて記載してください。

※関連資料（企画書・図面等）がある場合には、併せて提出ください。

(提出先) 会津若松市 市民部 環境生活課 環境グループ
〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
TEL : 0242-39-1221 FAX : 39-1420
HP: <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>
E-mail : kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp